

改 正 案	現 行
三 監督処分基準 2 具体的基準 （１）建設業者の業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（競売入札妨害罪、談合罪、贈賄罪、<u>詐欺罪</u>）、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反） a 代表権のある役員（建設業者が個人である場合においてはその者。以下同じ。）が懲役 1 年以上の刑に処せられ、かつ、建設業者として情状が重い場合は、最高 1 年間の営業停止処分を行うこととする。 b その他の場合においては、原則として 30 日以上営業停止を行うこととする。この場合において、代表権のある役員が刑に処せられたときは 90 日以上、代表権のない役員又は政令で定める使用人が刑に処せられたときは 60 日以上を原則として、営業停止処分を行うこととする。 c 独占禁止法に基づく排除勧告の応諾、審決の確定又は課徴金納付の確定があった場合は、15 日以上を原則として、営業停止処分を行うこととする。 d <u>a ～ c により営業停止処分（独占禁止法第 3 条違反に係るものに限る。）を受けた建設業者に対して、当該営業停止の期間の満了後 10 年を経過するまでの間に a ～ c に該当する事由（独占禁止法第 3 条違反に係るものに限る。）があった場合は、a ～ c にかかわらず、それぞれの処分事由に係る監督処分基準に定める営業停止の期間を 2 倍に加重して、1 年を超えない範囲で営業停止処分を行うこととする。</u> （２）・（３） 略	三 監督処分基準 2 具体的基準 （１）建設業者の業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（競売入札妨害罪、談合罪、贈賄罪）、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反） a 代表権のある役員（建設業者が個人である場合においてはその者。以下同じ。）が懲役 1 年以上の刑に処せられ、かつ、建設業者として情状が重い場合は、最高 1 年間の営業停止処分を行うこととする。 b その他の場合においては、原則として 30 日以上営業停止を行うこととする。この場合において、代表権のある役員が刑に処せられたときは 90 日以上、代表権のない役員又は政令で定める使用人が刑に処せられたときは 60 日以上を原則として、営業停止処分を行うこととする。 c 独占禁止法に基づく排除勧告の応諾、審決の確定又は課徴金納付の確定があった場合は、15 日以上を原則として、営業停止処分を行うこととする。 d <u>c により営業停止処分を受けた建設業者に対して、当該営業停止の期間の満了後 3 年を経過するまでの間に独占禁止法に基づく排除勧告の応諾、審決の確定又は課徴金納付の確定があった場合は、c にかかわらず、30 日以上を原則として、営業停止処分を行うこととする。</u> （２）・（３） 略

(4) 建設工事の施工等に関する他法令違反 他法令違反の例は次のとおりであるが、監督処分に当たっては、他法令違反の確認と併せて、当該違反行為の内容・程度、建設業の営業との関連等を総合的に勘案し、建設業者として不適当であるか否かの認定を行うこととする。 ① 建設工事の施工等に関する法令違反 i・ii 略 iii <u>特定商取引に関する法律違反</u> a <u>役員又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上を原則として、営業停止処分を行うこととする。</u> b <u>特定商取引に関する法律第7条等に規定する指示処分を受けた場合は、原則として指示処分を行うこととする。</u> また、同法第8条第1項等に規定する業務等の停止命令を受けた場合は、原則として3日以上の営業停止処分を行うこととする。 ② 略 (以下略)	(4) 建設工事の施工等に関する他法令違反 他法令違反の例は次のとおりであるが、監督処分に当たっては、他法令違反の確認と併せて、当該違反行為の内容・程度、建設業の営業との関連等を総合的に勘案し、建設業者として不適当であるか否かの認定を行うこととする。 ① 建設工事の施工等に関する法令違反 i・ii 略 (新規) ② 略 (以下略)
--	---